

平成 23 年度エコアクション 2 1 認証・登録制度 事業報告書

(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

一般財団法人 持続性推進機構
エコアクション 2 1 中央事務局

1. 総括

平成 16 年 10 月から開始した「エコアクション 2 1 認証・登録制度」(以下「本制度」という)は、事業開始後 7 年半で、38 都道府県に 54 団体(前年より 7 団体の増)を地域事務局として認定するとともに、全国で 832 名(前年より 27 名の減)の審査人を認定し、累計の認証・登録事業者数も 24 年 3 月末で 7,240 件と大きな成果をあげ、中小事業者を主な対象とする我が国を代表する環境認証・登録制度として、一定の社会的な認知を受けるに至っている。

しかし新規の認証・登録件数は、平成 22 年度が 2,025 件であったのに対し、本年度は 1,309 件と減少し、その伸びは今後鈍化することが見込まれる。また、不況及び東日本大震災の影響等でここ数年「認証返上」が増加しつつある(24 年 3 月末で認証取下げ累計 930 件、23 年度は 375 件、認証・登録数の約 11.4%)。

一方で、平成 23 年度は 33 地方公共団体が自治体イニシアティブ・プログラムに、37 企業・団体が関係企業グリーン化プログラムに、1 大学が大学イニシアティブ・プログラムに参加し、これまでで最大の 71 団体がプログラムに取り組んだ。また大手自動車メーカーが販売店における認証・取得に取り組む、地方銀行・信用金庫等における顧客を対象としたグリーン化プログラムが実施される等、サプライチェーンでのエコアクション 2 1 の活用を図る企業・団体が増えていることは、これまでの普及活動の成果であると言える。

このような成果を踏まえ、エコアクション 2 1 認証・登録制度の実施主体は、研究機関である財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)での事業を終了し、社会的事業を実施するに相応しい団体への事業継承を行うこととなった。

これに伴い環境省は、エコアクション 2 1 の本格的な普及に向け、ガイドラインの見直しと普及体制の構築等の環境整備を図ることとし、まず 23 年 6 月にエコアクション 2 1 ガイドライン第 2 章「エコアクション 2 1 認証・登録制度の概要」の改訂を行った。この改訂ではエコアクション 2 1 認証・登録制度の実施主体の要件の明確化、エコアクション 2 1 中央事務局の運営に関する事項の明記、業種別ガイドラインの位置付けの明確化、及びエコアクション 2 1 ロゴマークの使用に関する規程の追加等が行われた。この改訂に基づき、環境省は「エコアクション 2 1 運営に関する検討委員会」を開催し、一般財団法人持続性推進機構(IPSuS)が、エコアクション 2 1 認証・登録制度実施主体としてガイドラインの要件に合致していることの確認を受けた。

この確認を受けたことにより、エコアクション 2 1 認証・登録制度の実施主体は、研究機関である IGES より、社会的事業実施を目的とする IPSuS が、10 月 1 日をもって継承し、本制度の新たなステージにおける活動を開始した。

また、環境省のエコアクション 2 1 ガイドラインが 2009 年版に改訂されたことを受けて、22 年度に中央事務局が策定した建設業向け、食品関連事業者向け、大学等高等教育機関向け、

及び地方公共団体向けの各業種別ガイドライン 2011 年版（暫定版）について、審査人及び地域事務局を対象とした研修会を全国 8 箇所で開催した。その後、環境省では「業種別ガイドライン検討分科会」を設置し、建設業向け、食品関連事業者向け、大学等高等教育機関向け、及び産業廃棄物処理業者向けのエコアクション 2.1 業種別ガイドライン 2009 年版を 24 年 1 月に策定、公表した（地方公共団体向けについては、来年度策定予定）。中央事務局では、その検討会の運営に協力した。

2. 認証・登録の状況

認証・登録事業者数も 24 年 3 月末で 7,240 件、本年度の新規の認証・登録件数は 1,309 件であった（22 年度が 2,025 件）。認証返上は 24 年 3 月末で累計 930 件、23 年度は 375 件、認証・登録数の約 11.4%であった。

年度	新規	更新	返上 (累計)	累計 認証数	実質 認証数	備考
16 年度	155	0	0	155	155	6 ヶ月間
17 年度	575	0	2(2)	730	728	
18 年度	744	92	29(31)	1,474	1,443	
19 年度	875	388	34(65)	2,349	2,284	
20 年度	1,131	696	123(188)	3,480	3,292	
21 年度	1,356	1,117	155(343)	4,836	4,493	
22 年度	2,025	1,532	212(555)	6,861	6,306	
23 年度 (～H23.9)	701	1,043	213(768)	7,562	6,794	H23.4～H23.9 IGES 中央事務局
23 年度 (H23.10～)	608	1,051	162(930)	8,170	7,240	H23.10～H24.3 IPSuS 中央事務局

3. 審査人の認定等の状況

23 年度の審査人試験の受験者は、これまでで最も少ない 82 名で、合格者は 43 名であった。

年度	応募者 数	合格 者数	認定 数	更新 数	備考
16 年度	574	325	342	281	認定講習未受講 1 名（不認定）、参与 18 名で計 342 名認定
17 年度	422	235	234	188	認定講習未受講 1 名（不認定）、前回未受講 1 名（認定）、で計 234 名認定
18 年度	211	99	100	86	認定講習未受講 2 名（不認定）、前回未受講 1 名（認定）、新参与 2 名で計 100 名認定
19 年度	161	71	73	65	認定講習未受講 1 名（不認定）、前回未受講 2 名（認定）、新参与 1 名で計 73 名認定
20 年度	129	66	68	61	前回講習未受講 1 名（認定）、新参与 1 名で計 68 名認定

21 年度	124	68	67	—	認定講習未受講 1 名（不認定）※資格更新を待たずに 3 名辞退のため、現在は 64 名。
22 年度	108	43	44	—	前回講習未受講 1 名（認定）
23 年度	82	43	43	—	計 43 名（認定）
計	1,811	950	971	—	

注：平成 24 年 3 月末現在の審査人数は 832 名（内、1 名は資格停止中）

4. 新規地域事務局認定の状況

平成 23 年度については、7 つの団体から申請があり、申請のあった全ての団体に対して書類審査及び業務説明会を実施した後、地域事務局として認定した。

認定番号	都道府県	認定日	地域事務局名	母体団体名
1-051	群馬県	H23. 4. 1	群馬県中小企業団体中央会	群馬県中小企業団体中央会
1-052	高知県	H23. 5. 10	高知商工会議所	高知商工会議所
1-053	香川県	H23. 5. 10	高松	高松商工会議所
1-054	山口県	H23. 5. 30	環境未来やまぐち	(特)環境奇兵隊
1-055	山口県	H23. 5. 30	やまぐち	(特)環境共生機構
1-056	大阪府	H23. 5. 30	大阪府中小企業団体中央会	大阪府中小企業団体中央会
1-057	埼玉県	H23. 6. 1	埼玉県中小企業団体中央会	埼玉県中小企業団体中央会

5. 委員会の開催

- 運営委員会 : 4 回（IGES：平成 23 年 7 月 1 日及び 9 月 26 日、
IPSuS：平成 23 年 9 月 5 日及び平成 24 年 3 月 22 日）
- 審査人認定委員会 : 1 回（平成 23 年 9 月 5 日）
- 判定委員会 : 22 回（毎月 2 回開催）

6. イニシアティブ及びグリーン化プログラムの実施状況

①自治体イニシアティブ・プログラム

年度	参加自治体数	参加事業者数	認証事業者数	備考
17 年度	18	244	151	
18 年度	34	606	337	
19 年度	37	511	285	
20 年度	47	535	323	
21 年度	42	579	314	
22 年度	32	278	190	
23 年度	33	369	22	認証事業者数は 24 年 3 月末現在

②関係企業グリーン化プログラム

年度	参加団体数	参加事業者数	認証事業者数	備考
18年度	3	58	32	
19年度	6	182	103	
20年度	23	503	246	
21年度	25	1,287	902	
22年度	33	550	401	
23年度	37	508	54	認証事業者数は24年3月末現在

③大学イニシアティブ・プログラム

年度	参加団体数	参加事業者数	認証事業者数	備考
21年度	1	2	2	山口県立大学
22年度	2	6	3	山口県立大学3件、琉球大学3件
23年度	1	1	(24年度審査)	山口県立大学

7. 審査人研修の実施

①業種別ガイドライン 2011年版（暫定版）の策定に伴い、審査人及び地域事務局向けに「業種別ガイドライン 2011年版（暫定版）研修会（食品・建設）」を全国5か所、「業種別ガイドライン 2011年版（暫定版）研修会（大学等高等教育機関・地方公共団体）」を全国2か所で開催した。

◆業種別ガイドライン 2011年版（暫定版）研修会（食品・建設）

	開催地区	開催地	開催日	参加者数
1	関東エリア	さいたま市	2011年6月20日（月）	122
2	近畿エリア	京都市	2011年6月28日（火）	104
3	九州・沖縄エリア	福岡市	2011年6月29日（水）	66
4	関東エリア	中央区	2011年7月2日（土）	227
5	北海道・東北エリア	札幌市	2011年7月9日（土）	13
6	近畿エリア	大阪市	2011年7月23日（土）	110

◆業種別ガイドライン 2011年版（暫定版）研修会（大学等高等教育機関・地方公共団体）

	開催地区	開催地	開催日	参加者数
1	近畿エリア	京都市	2011年8月28日（日）	63
2	関東エリア	中央区	2011年9月3日（土）	87

②審査人の審査スキルの向上を図るため、平成23年度認定の審査人の研修を以下の通り実施した。

新規認定審査人研修：平成23年12月3日 於：東京 参加者数：43人

8. 全国交流研修大会の開催概要

第6回の全国交流研修大会を、金沢において開催した。

開催日：平成23年11月4日（金）～5日（土）

開催場所：石川県金沢市

主催：第6回エコアクション21全国交流研修大会 in 金沢実行委員会、一般財団法人
持続性推進機構

後援：環境省・石川県・金沢市

参加者数：審査人368人、地域事務局関係80人、事業者16人、央事務局9人、その他
(来賓等)35人 合計508人

9. 地域事務局研修会の実施

新規に認定した地域事務局（認定予定を含む）及び新任の地域事務局担当者を対象とした研修会を以下のように開催した。

開催日時：平成23年4月22日11時～17時

開催場所：中央事務局会議室

参加者数：7地域事務局12人

10. 地域事務局責任者全国会議及び地域事務局責任者ブロック会議の開催

地域事務局責任者全国会議及び地域事務局責任者ブロック会議を以下の様に開催した。

①地域事務局責任者全国会議

第1回 開催日時：平成23年7月1日13時30分～15時30分

開催場所：こどもの城ホテル会議室

参加者数：51地域事務局65人

議 題：エコアクション21認証・登録制度の事業継承と継承までの概略スケジュールについて

第2回 開催日時：平成23年11月5日7時30分～8時45分

開催場所：ANAクラウンプラザホテル金沢 鳳

参加者数：50地域事務局16人

議 題：

- ・一般財団法人持続性推進機構エコアクション21中央事務局について
- ・実施要領等の制定/地域事務局とのコミュニケーションの強化について
- ・審査人倫理規程に反した行為の発生について

②地域事務局責任者ブロック会議

ブロック	開催日	開催場所
東北・北海道ブロック	平成24年3月15日	仙台
関東ブロック	平成24年3月30日	東京
東海ブロック	平成24年3月23日	豊橋
北陸・信越ブロック	平成24年1月31日	直江津

関西ブロック	平成 24 年 3 月 31 日	京都
中国ブロック	平成 24 年 3 月 5 日	岡山
四国ブロック	平成 24 年 3 月 8 日	徳島
九州・沖縄ブロック	平成 24 年 2 月 12 日	鹿児島

議 題：

- ・幹事及び副幹事の選出
- ・平成 25 年度の全国交流研修大会の開催の可能性について
- ・事業者向け普及セミナー及び認証取得事業者向けフォローアップセミナー、審査人向けの力量向上研修等のブロックにおける協同開催について、そのあり方等についての意見交換等

1 1. 普及活動の状況（パンフレットの配布）

エコアクション 2 1 パンフレット（IGES）：9,870 部を地域事務局に配布した。

エコアクション 2 1 パンフレット（IPSUS）：16,280 部を地域事務局に配布した。

1 2. 業種別ガイドライン 2009 年度（環境省）の発行

平成 22 年度に中央事務局が策定した 5 つの業種別ガイドライン 2011 年版（暫定版）を業種別ガイドライン（案）として環境省に提出した。環境省は「エコアクション 2 1 の運営に関する検討委員会」及び「エコアクション 2 1 業種別ガイドライン検討分科会」において、暫定版の「エコアクション 2 1 ガイドライン 2009 年版」への準拠性について審議の上取りまとめ、下記の 4 つを業種別ガイドライン 2009 年版として 24 年 1 月 31 日に発行した。中央事務局は、その審議の過程等において、環境省に協力を行った。

なお、地方公共団体向けガイドラインについては準拠性の確認が継続中であり、次年度発行予定とのことである。

- ・エコアクション 2 1 産業廃棄物処理業者向けガイドライン 2009 年版（環境省）
- ・エコアクション 2 1 建設業者向けガイドライン 2009 年版（環境省）
- ・エコアクション 2 1 食品関連事業者向けガイドライン 2009 年版（環境省・農林水産省）
- ・エコアクション 2 1 大学等高等教育機関向けガイドライン 2009 年版（環境省）

1 3. 倫理委員会の開催等

一部の審査人に倫理規程に抵触する行為があったことから、審査人倫理委員会を以下のとおり開催し、3 名の審査人について処分を行った。

①審査人倫理委員会の開催状況

第 5 回倫理委員会：平成 23 年 8 月 30 日

第 6 回倫理委員会：平成 23 年 10 月 21 日

②審査人の処分の状況

審査人 A：審査人の認定・登録の一年一ヶ月間の一時停止、処分理由：審査人倫理規程（平

成21年7月1日一部改正版、以下「倫理規程」という)の第3-2項「審査対象の制限」及び第5-3項「指導・助言を行った事業者の審査の禁止」等の違反(審査担当事業者への有償コンサルティングの実施等)

審査人B及びC:文書による嚴重注意、処分理由:審査人倫理規程(平成20年7月1日一部改正版以下「倫理規程」という)の第2項及び3-4項「報酬及び贈答品等の受け取りについて」の違反(宿泊費の不正請求)

なお、宿泊費の不正請求を行っていたと思われる審査人が他にも存在することから、全ての審査人を対象とした調査を実施中であり、その調査結果に基づき、倫理委員会で審議の上、必要な処分等を行う予定である。

14. エコアクション21運営に関する検討委員会(環境省)の開催

環境省は、エコアクション21の認証・登録制度の運営に関する審議を行うために「エコアクション21運営に関する検討委員会」を設置し、23年度は下記のとおり2回開催した。第1回検討委員会では、持続性推進機構がエコアクション21認証・登録制度の実施主体としてガイドラインの要件に合致しているか否かについて審議を行い、中央事務局は検討会にオブザーバー参加し、提供した資料の説明を行った。第2回では、中央事務局が策定した業種別ガイドライン2011年版(暫定版)のガイドラインへの準拠性を審議するとともに、「認証・登録制度の現状と課題」について検討を行った。中央事務局は検討会にオブザーバー参加し、提供した資料の説明を行った。

	開催日	議題
第1回	平成23年9月27日(火)	(1)「エコアクション21」名称・ロゴマークの商標権及び使用規程について (2)「エコアクション21認証・登録制度」実施主体のガイドライン合致状況の確認について
第2回	平成23年12月2日(金)	(1)業種別ガイドラインの準拠性確認について (2)エコアクション21今後の普及促進策について

15. その他

①ベトナム・ダナン市の訪問団とのワークショップの開催

京都大学及び摂南大学の研究グループがトヨタ財団の助成を得て実施した「ダナン市におけるエコアクション21導入のためのワークショップ」の開催(平成24年2月13日~14日に開催)に協力した。

本ワークショップに参加したダナン市科学技術局局長及び天然資源環境局長との会議において、ダナン市側から

- ・平成24年度に、ダナン市がエコアクション21の認証取得を目指すこと
 - ・ダナン市内の事業者を対象としたパイロット事業を実施すること
 - ・ベトナム版エコアクション21認証・登録制度の創設に取り組むこと
- 等の表明があり、これに環境省及び中央事務局が協力することを確認した。

②環境経営学会の調査等への協力

環境経営学会がエコアクション 2 1 に関して実施した調査に協力した。

③二酸化炭素排出の国内クレジットに関する調査

経済産業省が進めている二酸化炭素排出量の国内クレジットについて、エコアクション 2 1 認証・登録事業者の参画可能性について検討を行った。

④環境コミュニケーション大賞への協力

環境省及び財団法人地球・人間環境フォーラムの主催する「環境コミュニケーション大賞」の「環境活動レポート部門」の選考に協力した。